27　施行令第四十条の八の二第四十一項に規定する財務省令で定める書類は、特例非上場株式等に係る認定承継会社に係る次に掲げる書類とする。

一　その死亡等の日における定款の写し

二　登記事項証明書（その死亡等の日以後に作成されたものに限る。）

三　その死亡等の日における株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該認定承継会社が証明したものに限る。）

四　その死亡等の日の直前の経営報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に終了する各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

五　その死亡等の日における従業員数証明書

六　その死亡等の日が経営承継期間内である場合には、円滑化省令第十二条第十三項の確認書（同条第七項ただし書に係るものに限る。）の写し及び同条第八項の報告書の写し

七　その死亡等の日の直前の経営報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に会社分割又は組織変更があつた場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

八　その死亡等の日の直前の経営報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に合併又は株式交換等があつた場合には、当該合併又は株式交換等に係る第二十四項各号に掲げる書類（経営承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があつた場合には、同項第二号ニに掲げる書類を除く。）

九　その他参考となるべき書類

第二十三条の十第二十八項第二号イ中「提出する者」を「提出する経営承継相続人等」に改め、同号ロ中「者から贈与を受けた」を「経営承継相続人等から法第七十条の七の二第十六項第二号に規定する贈与により同号の特例非上場株式等の取得をした」に、「当該贈与を受けた」を「当該取得をした」に、「並びにイの届出書を提出する者」を「並びに当該経営承継相続人等」に改め、同条第三十項第一号イ(1)及び(2)中「確認できる書類」の下に「（当該認定承継会社が証明したものに限る。）」を加える。

第二十三条の十二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　施行令第四十条の八の三第八項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七の四第二項第四号イ及び同条第十一項において準用する法第七十条の七の二第十四項第十号に規定する財務省令で定めるところにより計算した価額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第七十条の七の三第一項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項の特例受贈非上場株式等の一単位当たりの価額に法第七十条の七の四第一項に規定する特例相続非上場株式等（以下この条において「特例相続非上場株式等」という。）の数又は金額を乗じて得た金額

二　法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における、同条第二項第一号に規定する認定相続承継会社（以下この条において「認定相続承継会社」という。）の純資産額（会社の資産の額から負債の額を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）から次に掲げる額の合計額を控除した残額が当該純資産額に占める割合

イ　当該認定相続承継会社が有する法第七十条の七の四第二項第四号イの外国会社その他政令で定める法人（ロにおいて「外国会社等」という。）の株式等（株式又は出資をいう。ロにおいて同じ。）の価額

ロ　当該認定相続承継会社が有する当該認定相続承継会社の特別支配関係法人（法第七十条の七の四第二項第一号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定相続承継会社との間に同項第四号イに規定する支配関係がある法人をいう。）の株式等の価額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額に占める割合を乗じて得た金額

(1)　当該特別支配関係法人が有する外国会社等の株式等の価額（(2)に掲げる金額を限度とする。）

(2)　当該特別支配関係法人の純資産額

第二十三条の十二第四項中「施行令第四十条の八の三第十七項」を「法第七十条の七の四第四項及び施行令第四十条の八の三第二十一項」に改め、「及び」の下に「これらの規定に規定する」を加え、同条第五項第一号中「贈与者（以下この条」を「贈与者（次項第二号及び第八項第五号」に改め、「による」の下に「同条第一項の規定の適用に係る」を加え、同条第六項第一号中「法第七十条の七の四第七項第二号の」を削り、同項第二号中「当該」及び「贈与により」を削り、「に規定する」を「の規定の適用に係る贈与により」に改め、「（以下この項及び第八項第一号において「特例受贈非上場株式等」という。）」を削り、同項第三号中「当該特例受贈非上場株式等に係る法第七十条の七の四第二項第一号に規定する」及び「（以下この条において「認定相続承継会社」という。）」を削り、同項第四号中「以下この条において同じ。」を削り、「事業年度（」を「各事業年度（」に改め、同項第五号中「当該」を「前号の」に改め、同項第六号中「当該経営相続報告基準日において「当該」を「第四号の経営相続報告基準日において」に改め、「認定相続承継会社の法第七十条の七の四第一項に規定する」及び「（以下この条において「特例相続非上場株式等」という。）」を削り、同項第七号中「当該」を「第四号の」に改め、同条第七項中「同条第一項」を「施行令第四十条の八の三第五項において準用する施行令第四十条の八の二第九項各号に掲げる要件を満たしていること及び法第七十条の七の四第一項」に改め、同条第九項中「第十七項」を「第十二項」に改める。

第二十七条第三号イ(2)を次のように改める。

(2)　当該登記を受ける者に係る施行令第四十二条の三第一項の控除した残額又は同条第二項各号に定める価額の同条第一項に規定する施行再建マンション概算額に占める割合

第二十七条第四号を削る。

第二十八条の見出しを「（特定農業法人が遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるための手続）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第七十六条第三項」を「第七十六条」に、「同項」を「同条」に、「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四」に改め、同項を同条とする。

第二十九条を削り、第二十八条の二を第二十九条とする。

第三十条の二第一項中「掲げる事項」の下に「（当該登記を受ける事項が同項第四号又は第五号に掲げる事項である場合には、第三号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第二号中「法第八十条第一項に規定する」を「計画（法第八十条第一項の」に、「に係る」を「をいう。次号において同じ。）に係る」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該登記を受ける者に係る施行令第四十二条の七第二項に規定する金額（一の計画について既に法第八十条第一項第一号から第三号までの規定の適用を受けたことがある場合には、当該金額のほか、その旨及びその適用に係る資本金の額の増加の内容）

第三十条の二第二項中「第八十条第一項第二号」を「第八十条第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第八十条第一項第三号」を「第八十条第一項第三号イ」に改め、同条第五項中「において準用する同条第一項（第一号に限る。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第二項において準用する同条第一項」を「同項」に「次の各号に掲げる株式の引受け又は取得」を「当該登記に係る同項に規定する資本金の額の増加（以下この項において「資本金の額の増加」という。）を行う者が施行令第四十二条の七第三項各号に掲げる者であること及び次の各号に掲げる当該者」に改め、同項各号を次のように改める。

一　施行令第四十二条の七第三項第一号に掲げる者　当該登記に係る資本金の額の増加が同号イに掲げる株式の引受けによるものであること又は当該登記に係る資本金の額の増加が同号ロに掲げる株式の取得によるものであること及び当該株式の取得が同号ロに規定する株式交換等によるものであること並びに当該株式の引受け又は取得に係る法第八十条第二項に規定する内閣総理大臣の決定の日

二　施行令第四十二条の七第三項第二号に掲げる者　当該登記に係る資本金の額の増加が同号に定める株式の引受けによるものであること及び当該株式の引受けに係る法第八十条第二項に規定する内閣総理大臣の決定の日

第三十条の四を削る。

第三十一条第四項中「又は第六項」を削り、同条第五項中「第八十一条第五項」を「第八十一条第六項」に改め、同条第六項中「第八十一条第五項」を「第八十一条第六項」に、「第三十条の三第一項」を「前条第一項」に改める。